

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第5・5・10号練馬城址公園

2 理由

本公園は、練馬区の中央部に位置する面積約 26.7 ヘクタールの総合公園であり、約 3.2 ヘクタールが都立公園として開園し、都民に親しまれている。

「練馬区都市計画マスタープラン（平成 27 年 12 月）」においては、本公園が位置する第3地域では、東京都市計画道路補助線街路第 133 号線（以下、「補助 133 号線」という。）の一部整備によって、本公園周辺のアクセス路の確保を図るとされ、石神井川沿いの公園などをみどりの拠点とし、街路樹とあわせて、みどりのネットワークを形成するとされている。

本公園は、区域内を東西に石神井川が流れ、都立石神井公園や城北中央公園、農地、街路樹のみどりと共に水と緑のネットワークを形成している。

また、本公園の大部分が東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例）に基づく避難場所とされているほか、一部は「東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）」に基づく災害時臨時離着陸場候補地に指定されており、防災上の機能の担保が重要である。

一方、本公園の整備計画においては、「周辺の様々な公園を繋げ緑と水のネットワークを強化」、「周辺からの避難を円滑に受け入れる動線を確保」することとしており、補助 133 号線と重複する区域について、都市計画施設の整合を図る必要がある。

今回、避難場所に指定されている本公園へのアクセス向上による地域の防災性の向上等が期待される補助 133 号線の事業化に伴い、重複する 0.17 ヘクタールの区域を削除する。併せて、公園南東部に位置する豊島園駅からのアクセスを確保し、公園利用の利便性を高めるため、約 0.01 ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。

なお、面積を精査した結果、錯誤があったため併せて修正する。